

「マンガアワードSHOW2025」開催等業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

「マンガアワードSHOW2025」開催等業務（以下「本件業務」という。）

(2) 目的

本件業務は、マンガアワードSHOW2025を開催し、「まんが王国とっとり」の認知度の向上及び鳥取県への観光誘客促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添1「「マンガアワードSHOW2025」開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 予算額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案の募集方法及び募集期間

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(2) 募集期間

令和6年6月24日（月）から同年7月12日（金）まで

3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和6年度から過去3年間に、民間企業、官公庁等から、本件業務（イベント企画・設営・運営・プロモーション等）と同様の業務の受注実績を有すること。

(4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年7月1日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより8の（2）の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに8の（2）の場所に必ず連絡すること。

(5) 令和6年6月24日（月）から本件業務の企画提案書の提出期間最終日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 令和6年6月24日（月）から本件業務の企画提案書の提出期間最終日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

4 実施要領等の交付

この実施要領及びこの公募型プロポーザルに関する資料は、令和6年6月24日（月）から同年7月12日（金）までの間にインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局まんが王国官房ホームページ

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/mangaoukoku/>) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び交付時間

令和6年6月24日(月)から同年7月12日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 交付場所

8の(1)の場所

5 参加申込

この公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、(1)に示す書類(以下「参加申込書等」という。)を8の(1)の場所に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書(様式第1号) 1部
- イ 会社概要資料(様式自由) 1部

(2) 提出期間及び時間

令和6年6月24日(月)から同年7月5日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、令和6年7月5日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールによること。ただし、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。以下「書留郵便等」という。)によること。

(4) その他

本件業務に関する企画提案ができる者は、参加申込書等を(2)の提出期間内に提出した者に限る。

6 質問の受付

(1) この公募型プロポーザルに関して質問がある場合には、質問内容を明確に記載(様式自由)し、令和6年7月5日(金)午後5時15分までに電子メールにより8の(1)の場所に提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

(2) (1)の質問への回答は、質問した者に電子メールにより返信するとともに、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局まんが王国官房ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/mangaoukoku/>)に逐次掲載する。

7 企画提案書等の提出

5により参加申込を行った者は、(1)に示す書類(以下「企画提案書等」という。)を8の(1)の場所に提出すること。

(1) 提出書類

提出書類は、いずれもA4判(必要に応じてA3判の折り込みも可とする。)とし、様式及び枚数は自由とする。

ア 企画提案書(以下の内容を記載すること。)

- (ア) 企画提案の理念、基本方針
- (イ) 仕様書の各項目に沿った実施内容、実施方法
- (ウ) 業務実施体制
- (エ) 類似業務の受注実績

※同レベルの業務受注実績を記載すること。

※直近の実績を優先して記載すること。

イ 見積書

1の(5)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

ウ ア及びイの書類一式を納めた電子媒体(CD-R又はDVD-R)

※電子媒体に納めるファイルは、いずれもPDFファイルに変換すること。

(2) 提出部数 正本1部、副本4部

(3) 提出期間及び時間

令和6年6月24日(月)から同年7月12日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、令和6年7月12日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出方法

郵送又は持参によること。ただし、郵送による場合は、書留郵便等によることとし、また、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出された書類は、返却しない。

8 書類の提出先及び問合せ先

(1) この公募型プロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局まんが王国官房

電 話 0857-26-7238

ファクシミリ 0857-26-8307

電子メール mangaoukoku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

9 審査について

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、別添2「業務委託プロポーザル審査要領」に基づき審査を行い、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

審査は書類審査とし、提案者によるプレゼンテーションは行わない。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果は文書で提案者全員に通知する。

(3) 審査の経緯は公表しない。

(4) 参加申込書等及び企画提案書等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

10 契約の締結

(1) 9の(1)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、9の(1)により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - （ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

11 契約保証金

受託者は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 本件業務に係る委託契約の要件に反した場合の取扱い

受託者が本件業務の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、鳥取県は契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

13 その他

（1）企画提案書等の無効

3の参加資格のない者が提出した企画提案書等、5の参加申込を行っていない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

（2）参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

ア 9の（1）により最優秀提案者として選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者以外の者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

- （4）受託者については、報道機関への資料提供等により、企業名、企画提案内容等を公表することがあるので、それを了解の上、この公募型プロポーザルに参加すること。

(5) 提出された企画提案書等は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 主なスケジュール

令和6年6月24日（月）	プロポーザル公告
7月 5日（金）	参加申込書等の提出期限、質問の提出期限
7月12日（金）	企画提案書等の提出期限
7月24日（水）以降	審査結果通知
7月24日（水）以降	契約締結